

学費

納付手続

①毎学年度の学費は、春学期と秋学期の2回に分けて、入学時にお手続きいただいたうち、銀行口座からの自動引落としとなりますので、引落日前日までに入金してください。

②納付期限（引落日）

	春学期	秋学期
納付期限（引落日）	4/30	10/31

※引落日が土、日、祝日の場合は金融機関の翌営業日になります。

③学費引落しについては、事前に総務部より学費負担者宛にご案内します。

④一旦納入された学費は、事情の如何にかかわらず返還しませんので、納入にあたっては、このことに十分留意してください。

※学費未納者の当該学期の履修科目については、単位が仮認定となりますので注意してください。

学費の延納・分納

①経済的理由で所定の期日に学費納入が困難な場合は、「学費延納願」を提出することにより延納・分納をすることができます。事前に総務部まで連絡してください。

②延納期限と延納手続期間

		春学期	秋学期	
延納期限	一括払い	再引落日	6/15（本学指定日のみ）	12/15（本学指定日のみ）
		銀行振込	6/15	12/15
	分割払い	銀行振込	7/15（最終分割期日）	1/15（最終分割期日）
延納手続期間		3/1～4/10	9/1～10/10	

※延納期限が土、日、祝日の場合は金融機関の翌営業日になります。

③再引落日の方以外で延納・分納を許可された方は納付書による銀行振込となりますが、納付書を紛失、または納付書が届かなかった場合は、必ず総務部に連絡してください。

④延納の届け出なく学費未納の場合は総務部より督促を行いますが、督促を受けてもお納入されない場合は、学則第21条(3)の規定により除籍となり学籍を失うことになります。

学費負担者

本学では、学費負担者を定めております。以下の点にご留意ください。

①入学時にご提出いただいた書類に基づき、保証人が学費負担者となります。学費負担者を変更したい場合は、大学事務局総務部（大学本館2階）までお申し出ください。手続きに必要な書類をお渡しします。

②1年生秋学期分以降の学費引落しについては、引落日の約1か月～2週間前に学費負担者宛にご案内します。

③納付が確認できなかった場合、学費負担者に連絡する場合があります。

その他

①学費引落口座の照会は学生ご本人による学生証の提示にて、窓口で回答いたします。なお、電話での照会は個人情報保護のため、金融機関名、口座名義のみの回答とさせていただきます。

学費引落口座照会窓口

法人本部 財務部（学園本館5階）

TEL 072-978-6661

②引落口座を変更する場合は、総務部まで連絡してください。